

(別記様式第1号)

**一般社団法人群馬県社会就労センター協議会**  
**群馬県障害者施設等共同受注窓口登録事業所規約**

(趣旨) 第1条 一般社団法人群馬県社会就労センター協議会(以下「本会」という。)は、群馬県障害者施設等共同受注窓口(以下「本窓口」という。)における事業所の登録及び本窓口の事業の利用等に関する規約(以下「本規約」という。)を次のとおり定めるものとする。

(定義) 第2条 本規約において「事業所」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第7項に規定する生活介護又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)又は同条第25項に規定する地域活動支援センターを行う施設をいう。

2 本規約において「登録事業所」とは、本規約に同意の上、第5条の規定により登録を申請し、登録事業所証の交付を受けた事業所をいう。

3 本規約において「あったかぐんまのハートネット」(以下「窓口ホームページ」という。)とは、本会が運営し、登録事業所が、事業所の紹介並びに、製品及びサービスの販売等を行うホームページをいう。

4 本規約において「小口受注」とは、本窓口において斡旋し、単独の登録事業所により受注するものをいう。

5 本規約において「大口受注」とは、本窓口において斡旋し、数量、規模が大きい注文や業務内容が多岐に渡る注文を、複数の登録事業所が合同で、又は、役割分担により受注するものをいう。

(対象事業所)

第3条 登録事業所の対象となる者は、次の事業所のうち群馬県内に所在を置く者とする。

- (1) 就労継続支援A型事業所
- (2) 就労継続支援B型事業所
- (3) 生産活動を行っている生活介護事業所
- (4) 地域活動支援センター

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、登録の対象としない。

- (1) 組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (2) 重大な法令違反等の不正な行為等があった者
- (3) 前2号に該当する者の依頼を受けて登録の申請をしようとする者

(登録申請) 第4条 本窓口へ登録をしようとする者は、本規約に同意の上、別記様式第1号により本会に申請するものとする。

(登録) 第5条 本会は、前条に規定する申請があったときは、第3条の基準に照らし適正と認めた場合に、登録事業所として登録するものとする。

2 本会は、前項の規定に基づき登録したときは、別記様式第4号により申請者に登録事業所証を交付し、窓口ホームページのユーザーIDを付与するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、既にユーザーIDを取得している者には、新たにユーザーIDを付与しない。

(別記様式第2号)

- 4 登録事業所は、本窓口が登録事業所の共同により運営されるものであることを意識し、善良な管理者の注意をもって、本窓口の事業に取り組むとともに、事業所規約を遵守しなければならない。

(登録期間) 第6条 本窓口の登録期間は、登録日の存する年度の末日までとする。

(登録事業所情報の管理) 第7条 登録事業所から取得する情報(以下「登録事業所情報」という。)は以下のとおりとする。

- (1) 法人名
  - (2) 法人代表者名
  - (3) 法人本部所在地
  - (4) 事業所名
  - (5) 施設長名
  - (6) 事業所所在地
  - (7) 電話番号
  - (8) F A X 番号
  - (9) 事業所メールアドレス(窓口ホームページ用ユーザー I D)
  - (10) 窓口ホームページ用パスワード
  - (11) 担当者名
  - (12) 事業所の種類
  - (13) 前年度月額平均工賃
  - (14) 金融機関口座情報
- 2 登録事業所情報は、本会で管理するものとする。
  - 3 本会は、登録事業所情報について、法令の規定により開示が求められた場合及び登録事業所の同意が得られた場合を除き、第三者に開示又は提供等をしないものとする。(窓口ホームページで公開するものは除く。)
  - 4 本会は、登録事業所情報を、本窓口の運営に係る用途で利用する。
  - 5 その他、個人情報の取扱いについては、「一般社団法人群馬県社会就労センター協議会個人情報保護規程」により管理する。

(登録事業所情報の変更) 第8条 登録事業所は、登録している登録事業所情報に変更が生じた場合には、変更(予定)日の前後1か月以内に、別記様式第2号により、本会に届け出るものとする。

(登録の解除) 第9条 本窓口の登録解除を希望する登録事業所は、登録解除(予定)日の1か月前までに、別記様式第3号により、本会に届け出るものとする。

ただし、登録事業所が、本窓口において斡旋し、現に具体的取引に着手していた場合には、登録の解除をすることはできない。

(登録の取消し) 第10条 登録事業所が本規約に違反したと本会が判断した場合、又は第21条の禁止事項に該当する行為があると認められる場合には、事前の通告なく、登録を取り消すことができる。

- 2 本会が登録事業所の登録を取り消した場合には、別記様式第5号により通知する。

(別記様式第3号)

(登録の解除等に伴う権利及び義務) 第11条 登録事業所が、前2条の規定により登録の解除又は取消しとなったときは、登録事業所としての権利を失い、義務を免れる。

ただし、登録事業所が、本窓口において斡旋し、現に具体的取引に着手している業務等の履行、又は登録料等の支払いの義務は、これを免れることはできない。

(登録の更新)

第12条 本会は、毎年度3月1日までに登録事業所から登録解除の意思表示がない場合には、翌年度も登録を継続するものとし、登録事業所に登録事業所証を交付する。

(登録料) 第13条 登録事業所は、本会に登録料を納めるものとする。

また、登録解除等いかなる事由が生じても徴収した登録料は返戻しないものとする。

ただし、本会の過誤による場合はこの限りでない。

2 登録料は、次のとおりとする。

(1) 就労継続支援A型事業所 年間30,000円

(2) 就労継続支援B型事業所 年間20,000円(ただし、当該事業所の前年度の平均工賃月額が、群馬県内のすべての就労継続支援B型事業所のそれに満たない場合は、年間10,000円)

(3) 生産活動を行っている生活介護事業所 年間3,000円

(4) 地域活動支援センター 年間3,000円

3 前項に定める登録料は、登録日が10月から翌年3月までの間にある場合は、それぞれその半額とする。

4 登録事業所は、前2項に定める登録料を、一括して、本会が指定する日までに、次のいずれかの方法により納入するものとする。

なお、本会から請求があった日から2か月を越えて納入が認められない場合は、特段の事情がない限り、登録を取り消すものとする。

(1) 本会の指定する口座への振込み

(2) 現金書留使用による郵送

(3) 本会事務局での直接支払い

5 前項に基づく支払いの際に生ずる手数料等は、登録事業所の負担とする。

(斡旋手数料)

第14条 登録事業所が本窓口から斡旋を受けて受注し、製品の販売等を行い、発注者から代金が支払われた場合は、本会にその売上額を報告し、斡旋手数料を納入するものとする。

2 斡旋手数料は、受注の形態に応じて、次のとおりとする。

(1) 小口受注 当該登録事業所の売上額の10%(円未満切捨て)

(2) 大口受注 当該登録事業所の売上額の20%(円未満切捨て)

3 登録事業所は、前項に定める斡旋手数料のうち、小口受注に係るものを、四半期ごとに、本会により指定された期日までに、次のいずれかの方法により納入するものとする。

なお、本会から請求のあった該当四半期の斡旋手数料について、次の四半期の支払期日を越えて納入が認められない場合は、特段の事情がない限り、登録を取り消すものとする。

(別記様式第4号)

- (1) 本会の指定する口座への振込み
- (2) 現金書留使用による郵送
- (3) 本会事務局での直接支払い

4 前項に基づく支払いの際に生ずる手数料等は、登録事業所の負担とする。  
(製品の販売等に係る手数料等)

第15条 登録事業所は、本窓口を通じて製品の販売等を行った場合には、製品及びサービスの代金のほか、次の費用を注文者に請求できるものとする。

- (1) 代金引換に係る手数料
- (2) 口座振替に係る手数料
- (3) 製品及びサービスの発送に係る料金
- (4) 包装等注文者の要望に応えるのに要する費用

(その他負担金) 第16条 本会は、共同販売会の開催経費等の実費相当額の負担金を、共同販売会に参加した登録事業所に、請求できるものとする。

(登録事業所向けサービス) 第17条 登録事業所は、本会の提供する次のサービス(以下「登録事業所向けサービス」という。)を受けることができる。

- (1) 本窓口が受け付けた注文の斡旋
- (2) 本窓口が受け付けた大口受注への参加
- (3) 本窓口が開催する販売会、イベント等への参加
- (4) 本窓口が開発した共同製品等の製造、販売
- (5) 窓口ホームページへの登録事業所及び製品及びサービス情報の掲載並びに製品及びサービスの販売
- (6) 本窓口が開催する専門家派遣、研修会への参加
- (7) その他、本窓口が工賃向上のために実施する事業への参加

(大口受注) 第18条 本会は、単独の登録事業所では受注ができない、数量、規模が大きい注文や業務内容が多岐に渡る注文があったときは、複数の登録事業所で受注する大口受注の契約を発注者と結ぶものとする。

- 2 本窓口は、地域ブロック(東毛、西毛、中北毛)ごとに共同受注の調整を行う幹事事業所(以下「幹事事業所」という。)を配置する。
- 3 各ブロックの幹事事業所は、受注を希望する登録事業所を幹事事業所等に招集し、本会が定める「群馬県障害者施設等共同受注窓口割振り基準」を参考に協議の上、大口受注に参加する登録事業所(以下「参加事業所」という。)、受注数量、担当業務の割振りを決定する。
- 4 参加事業所は、原則、損害賠償責任保険に加入し、幹事事業所に保険証書の写しを提出するものとする。
- 5 参加事業所は、本会の承認がなければ受注後、途中で脱退することができない。
- 6 途中で当該受注を脱退する場合には、理由書を提出しなければならない。
- 7 参加事業所の脱退により大口受注業務の契約について損害賠償責任が生じた場合には、当該参加事業所がその責任を負う。さらに、理由書の承認が得られない場合には、違約金として5万円を本会に支払うものとする。

(別記様式第5号)

- 8 参加事業所は、大口受注業務終了後、速やかに、幹事事業所にその旨報告し、その検査を請求しなければならない。
- 9 幹事事業所は、前項の請求があったときは、遅滞なく定められた仕様に合致しているかどうかを検査するものとする。
- 10 幹事事業所は、参加事業所の業務現場や事業所に立ち入り、業務状況について検査することができる。
- 11 参加事業所は、前2項の検査により、幹事事業所から所要の措置を講ずるよう通知されたときは、誠実にこれを履行しなければならない。
- 12 本会は、発注者から大口受注の代金が支払われた場合には、30日以内に、参加事業所に、業務分担に応じた配分金を、あらかじめ斡旋手数料を控除した上で、支払うものとする。
- 13 前項に基づく支払いの際に生ずる手数料等は、本会の負担とする。
- 14 発注者による料金の不払い又は返品等により発生した損害は、参加事業所が負担するものとする。
- 15 本会と参加事業所は、大口受注業務の履行に関し、発注者又は第三者に損害を与えた場合には、連帯して責任を負うものとする。
- 16 大口受注業務終了後においても、業務履行における瑕疵により、発注者又は第三者に損害を与えた場合には、本会と参加事業所は連帯してその責任を負うものとする。
- 17 前2項の規定にかかわらず、損害の原因がいずれかによるものであることが明らかなきときは、その損害及びその解決のために要した弁護士費用その他一切の諸経費を、原因者に全額求償できるものとする。

(実績の報告) 第19条 登録事業所は、本窓口から斡旋を受けて受注し、製品の販売等をした場合には、速やかに、契約日、契約金額等を本会の指定する方法で報告するものとする。

(履行不能時の対応) 第20条 登録事業所は、契約が履行不能となった場合には、登録事業所の責任で解決し、経緯等を本会に報告するものとする。

(禁止事項) 第21条 登録事業所向けサービスを利用するに当たり、以下の行為を禁止する。

- (1) 登録時に虚偽の内容を登録すること
- (2) 登録事業所向けサービスの利用に当たって、虚偽、不当な申込みをすること
- (3) 登録事業所向けサービスの利用を通して、第三者に意図的に不利益又は損害を生じさせること
- (4) 窓口ホームページのユーザーIDを、他の事業所へ貸与又は譲渡すること
- (5) 窓口ホームページに、虚偽の情報を掲載すること
- (6) 窓口ホームページのプログラム等を不正に使用又は改ざんすること
- (7) 本窓口の運営を不当に妨害し、本会及び他の登録事業所に不利益を生じさせること、又はその恐れがある行為
- (8) 公序良俗及び法令に違反する行為、又はその恐れがある行為
- (9) その他、本会が不適切と判断する行為

(秘密保持)

(別記様式第6号)

第22条 登録事業所は、登録事業所向けサービスの利用に当たって得られた情報を、法令の規定により開示が求められた場合及び本人の同意が得られた場合を除き、第三者に開示、漏洩してはならない。これは、登録の解除又は取消し後においても同様とする。

(著作権、知的財産権) 第23条 窓口ホームページ上のデータ、画像、システム等(本窓口以外の広告及び登録事業所が掲載したものを除く。)の著作権は、群馬県に帰属するものであり、群馬県の許可がない限り、窓口ホームページ以外で利用することはできないものとする。

2 登録事業所が、第三者が著作権を有する著作物を窓口ホームページ上に掲載する場合は、登録事業所が当該著作権保持者より承諾を得る必要があり、本会は関与しないものとする。

(免責事項) 第24条 本窓口の運営に係る本会の免責事項は次のとおりとする。

(1) 通信回線やコンピュータなどの障害によるシステムの中断、遅滞並びに中止、データへの不正アクセスにより生じた損害、その他、登録事業所向けサービスに関して登録事業所に生じた損害について、本会は一切の責任を負わないものとする。

ただし、損害の原因が本会の責めに帰すべき事由によるときは、本窓口において斡旋し、登録事業所が現に具体的取引に着手していた場合に限り当該取引の金額を上限として責任を負うものとする。

(2) 登録事業所が、登録事業所向けサービスの利用に際して、第三者に対し損害を与えた場合、登録事業所は自己の責任と負担をもって解決し、本会に損害を与えないものとする。

(3) 登録事業所と発注者等との間に、本窓口の運用に関し、紛争が生じた場合、又は第三者との間で著作権、商標権等の知的財産権若しくは人格権等に関する紛争が生じた場合には、すべて登録事業所の責任と負担において、発注者等が同意するかたちで解決するものとする。

また、本会が発注者等に損害賠償等の支払いを余儀なくされた場合には、登録事業所はその全額を本会に支払うとともに、その解決のために要した弁護士費用その他一切の諸経費を本会に支払うものとする。

(4) 天災、火災、停電、戦争、テロ等の不可抗力により、登録事業所向けサービスの提供が不可能となった場合に、本会は、登録事業所向けサービスの一部又は全部の提供を中断することができる。

また、この中断により登録事業所に生じた損害について、本会は一切の責任を負わないものとする。

(5) 本会は、窓口ホームページのコンテンツ、デザイン等を予告なく変更することができる。

(協議による解決の原則) 第25条 本規約に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、本会と登録事業所の両者の協議の上、誠意をもって解決、決定するものとする。

また、本会と登録事業所の間になされた新たな契約又は取決めが生じない限り、本規約が優先されるものとする。

(別記様式第7号)

(管轄裁判所) 第26条 本会と登録事業所の間には紛争が生じた場合は、前橋地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。

(本規約の変更)

第27条 本会は、本規約を変更する場合には、登録事業所に事前に通知するものとする。

また、本規約の変更の効力は、別途本会が明示的に定める場合を除き、窓口ホームページ上での公表をもって生じるものとする。

(その他)

第28条 この規約に定めのない事項については、本会理事会の決議により別に定める。

附則 この規約は、平成26年10月1日から施行する。

附則 (斡旋手数料)第14条についてはこの規約に関わらず、平成27年4月1日から当分の間凍結とする。

附則 (登録料)第13条についてはこの規約に関わらず、平成29年4月1日から当分の間凍結とする。

附則 (斡旋手数料)第14条についてはこの規約に関わらず、平成29年4月1日から売上額の5% (円未満切捨て) とする。